

神奈川県/横浜市/川崎市/相模原市 教職教養

【1】次の記述は、「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月）の「第 3 章 教育課程の編成及び実施 第 1 節 小学校教育の基本と教育課程の役割 4 カリキュラム・マネジメントの充実（第 1 章第 1 の 4）」の一部である。空欄 [ア] ～ [ウ] に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、[ア] の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を [イ] な視点で組み立てていくこと、
- ・教育課程の実施状況を [ウ] してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の [ア] の向上を図っていくことと定義している。

- | | | | |
|---|-----------|------------|------|
| ① | ア 教科等の授業力 | イ 系統的かつ継続的 | ウ 共有 |
| ② | ア 教科等の授業力 | イ 教科等横断的 | ウ 共有 |
| ③ | ア 教育活動の質 | イ 教科等横断的 | ウ 評価 |
| ④ | ア 教科等の授業力 | イ 教科等横断的 | ウ 評価 |
| ⑤ | ア 教育活動の質 | イ 系統的かつ継続的 | ウ 評価 |

【2】次の記述は、「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月告示）「第 5 章 特別活動 第 2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕 2 内容（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」の一部である。空欄〔ア〕～〔ウ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

ア 社会生活，職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり，〔ア〕に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら，学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て，振り返ること。

イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち，社会生活を営む上で必要なマナーやルール，〔イ〕や社会に貢献することについて考えて行動すること。

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

目標をもって，生き方や進路に関する適切な情報を〔ウ〕・整理し，自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

- | | | | | | | |
|---|---|-----|---|------|---|----|
| ① | ア | 探究的 | イ | 地域 | ウ | 分析 |
| ② | ア | 自主的 | イ | 地域 | ウ | 分析 |
| ③ | ア | 自主的 | イ | 働くこと | ウ | 収集 |
| ④ | ア | 探究的 | イ | 地域 | ウ | 収集 |
| ⑤ | ア | 自主的 | イ | 働くこと | ウ | 分析 |

【3】次の記述は、「高等学校学習指導要領解説 総則編」（平成30年7月）の「第3章 教育課程の編成 第1節 高等学校教育の基本と教育課程の役割 4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導（第1章総則第1款4）」の一部である。空欄〔ア〕～〔ウ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、〔ア〕の自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、〔イ〕との連携を強めることを趣旨として示されてきたものである。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えるものではなく、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を進めると示したものである。このような体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、〔ウ〕に対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

- | | | | | | | |
|---|---|-----------|---|------|---|-----------|
| ① | ア | 社会の構成員として | イ | 地域 | ウ | 自分と社会の関わり |
| ② | ア | 自らの役割や責務等 | イ | 社会教育 | ウ | 自分と社会の関わり |
| ③ | ア | 社会の構成員として | イ | 地域 | ウ | 職業選択 |
| ④ | ア | 社会の構成員として | イ | 社会教育 | ウ | 職業選択 |
| ⑤ | ア | 自らの役割や責務等 | イ | 社会教育 | ウ | 職業選択 |

【4】次の記述は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成 29 年 4 月告示）「第 4 章 外国語活動 第 2 款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 1 目標」の一部である。空欄 [ア] ～ [ウ] に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

- (1) 外国語を用いた [ア] を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、[イ] 伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、[ウ] への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

- | | | | | | | |
|---|---|--------|---|---------|---|-------|
| ① | ア | 体験的な活動 | イ | 表現を工夫して | ウ | 異なる文化 |
| ② | ア | 基礎的な学習 | イ | 自分の気持ちを | ウ | 言語 |
| ③ | ア | 基礎的な学習 | イ | 表現を工夫して | ウ | 異なる文化 |
| ④ | ア | 体験的な活動 | イ | 自分の気持ちを | ウ | 異なる文化 |
| ⑤ | ア | 体験的な活動 | イ | 自分の気持ちを | ウ | 言語 |

【5】次の記述は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）の「第Ⅰ部 総論 3. 2020年代を通じて実現すべき『令和の日本型学校教育』の姿 （1）子供の学び」の一部である。空欄〔ア〕～〔ウ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、〔ア〕を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を〔イ〕、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。その際、家庭や地域の協力も得ながら〔ウ〕な体制を整え、教育活動を展開していくことも重要である。

- | | | | | | | |
|---|---|---------------|---|---------|---|-------|
| ① | ア | 児童生徒の興味・関心等 | イ | 一体的に充実し | ウ | 人的・物的 |
| ② | ア | 地域・学校や児童生徒の実情 | イ | 一体的に充実し | ウ | 持続可能 |
| ③ | ア | 児童生徒の興味・関心等 | イ | 相互に往還させ | ウ | 持続可能 |
| ④ | ア | 地域・学校や児童生徒の実情 | イ | 一体的に充実し | ウ | 人的・物的 |
| ⑤ | ア | 地域・学校や児童生徒の実情 | イ | 相互に往還させ | ウ | 人的・物的 |

【6】次の記述は、教師による児童生徒への影響について述べたものである。空欄〔ア〕に当てはまるものとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

児童生徒の能力に対して、教師が期待することで能力が向上することを〔ア〕という。

- ① ホーソン効果
- ② ハロー効果
- ③ ピグマリオン効果
- ④ ゴーレム効果
- ⑤ ナッジ効果

【7】次の記述は、青年期の発達について述べたものである。空欄 [ア] ～ [ウ] に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

エリクソンは、青年期の発達段階の主題として [ア] を挙げており、[イ] が必要であると考えられている。また、エリクソンは、[ア] において、ある程度その決定を未定にしておく期間を想定し、その期間を [ウ] と呼んでいる。

- ① ア アイデンティティの統合 イ 親や大人の価値や信念の同一化
 ウ フォアクロージャー
- ② ア 基本的信頼感の獲得 イ 他者の承認
 ウ モラトリアム
- ③ ア アイデンティティの統合 イ 他者の承認
 ウ フォアクロージャー
- ④ ア 基本的信頼感の獲得 イ 親や大人の価値や信念の同一化
 ウ モラトリアム
- ⑤ ア アイデンティティの統合 イ 他者の承認
 ウ モラトリアム

【8】教育心理に関する記述として適切ではないものを、次の①～④のうちから選びなさい。

- ① ピアジェは、発達について「感覚運動期」「前操作期」「具体的操作期」「形式的操作期」という4つの段階を提唱した。
- ② フロイトは、心理的な葛藤や苦痛を回避するために無意識に生じる心の動きを「敬遠」「移動」「流動化」「人格形成」「解放」の5つに分類し、防衛機制として提唱した。
- ③ マズローは、「生理的欲求」「安全の欲求」「所属と愛情の欲求」「承認の欲求」「自己実現の欲求」という、5段階の欲求階層説を提唱した。
- ④ コールバーグは、道徳性の発達について「慣習以前の水準」「慣習的な水準」「慣習を超えた水準」という3つの水準に分けた。

【9】学習指導に関する記述として適切ではないものを、次の①～④のうちから選びなさい。

- ① ジグソー学習とは、グループの一人ひとりが知識をもち寄ることで、学習課題を完成させる方法であり、アロンソンらによって考案された。
- ② 発見学習とは、教師が知識を直接教えるのではなく、児童生徒が自らそれを発見し、習得することを意図した学習方法であり、ブルナーによって提唱された。
- ③ プログラム学習とは、学習内容を細かいステップに分けて配列し、一人ひとりの学習者が各ステップを順番にこなしていくことで最終目標を達成できるようにする方法であり、スキナーによって考えられた。
- ④ 機械的学習とは、教師が児童生徒の既存知識と関連づけながら学習内容を教授していく方法であり、オーズベルによって提唱された。

【10】次の記述は、発達上の特性について述べたものである。空欄 [ア] ～ [ウ] に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑥のうちから選びなさい。

[ア] は、不注意と多動性、衝動性によって特徴づけられている。不注意とは、気が散りやすいことなどを指す。多動性とは、手足を過度に動かすことなどを指す。衝動性とは、順番を守れないことなどを指す。

[イ] は、他者とのコミュニケーションの難しさと興味の幅の狭さ（こだわりの強さ）などにより説明される。また、感覚刺激に対する過剰・過小反応や偏食、時間・空間の見通しをもつといった想像力の弱さなどの特徴もみられる。

[ウ] は、知能の遅れはないが、読む、書く、計算するという基礎学習に関わる特定の機能に困難を示す状態のことである。

- ① ア SLD イ ASD ウ ADHD
- ② ア SLD イ ADHD ウ ASD
- ③ ア ADHD イ SLD ウ ASD
- ④ ア ADHD イ ASD ウ SLD
- ⑤ ア ASD イ ADHD ウ SLD
- ⑥ ア ASD イ SLD ウ ADHD

【11】次の「日本国憲法」の前文についての記述ア～オのうち、下線部の内容が正しいものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

ア 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、国民相互の協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

イ そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

ウ 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な使命を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

エ われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

オ われらは、すべての日本国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

- ① アとウ
- ② アとオ
- ③ イとエ
- ④ イとオ
- ⑤ ウとエ

【12】次の記述は、「教育基本法」（平成18年12月公布）及び「学校教育法」（令和4年6月改正）の条文の一部である。空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

教育基本法

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの〔ア〕を自覚するとともに、相互の〔イ〕に努めるものとする。

学校教育法

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の〔ウ〕を深めるとともに、これらの者との〔イ〕の推進に資するため、当該小学校の〔エ〕その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

- | | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|--------|---|----|---|------|
| ① | ア | 立場と義務 | イ | 連絡調整 | ウ | 認識 | エ | 教育方針 |
| ② | ア | 立場と義務 | イ | 連携及び協力 | ウ | 理解 | エ | 教育活動 |
| ③ | ア | 役割と責任 | イ | 連携及び協力 | ウ | 理解 | エ | 教育活動 |
| ④ | ア | 役割と責任 | イ | 連絡調整 | ウ | 認識 | エ | 教育方針 |
| ⑤ | ア | 立場と義務 | イ | 連携及び協力 | ウ | 理解 | エ | 教育方針 |

【13】次の記述ア～オは、教育公務員の政治的行為の制限等について述べたものである。教育公務員の服務等に関する法規に基づき、正しく述べているものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

ア 公立学校の教育公務員は、その勤務時間内は職務に専念する義務が課されているため、勤務時間内において、政治的行為が制限されているが、勤務時間外においては、制限されない。

イ 公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、公立学校の教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶ。

ウ 公立学校の教育公務員は、公の選挙において、選挙の当日、その選挙権を行使することは禁止されている。

エ 公立学校の教育公務員は、特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘することは禁止されている。

オ 公立学校の教育公務員は、学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げることは禁止されている。

- ① アとイとオ
- ② アとウとエ
- ③ イとウとエ
- ④ イとエとオ
- ⑤ ウとエとオ

【14】次の記述は、「著作権法」（令和5年5月改正）の条文の一部である。空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において〔ア〕を担任する者及び〔イ〕を受ける者は、その〔イ〕の過程における利用に供することを目的とする場合には、〔ウ〕において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の〔エ〕を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|----|---|--------------|---|----|
| ① | ア | 教育 | イ | 授業 | ウ | その必要と認められる限度 | エ | 利益 |
| ② | ア | 授業 | イ | 教育 | ウ | その必要と認められる限度 | エ | 権利 |
| ③ | ア | 教育 | イ | 授業 | ウ | 文化庁長官が定める範囲内 | エ | 利益 |
| ④ | ア | 授業 | イ | 教育 | ウ | 文化庁長官が定める範囲内 | エ | 権利 |
| ⑤ | ア | 教育 | イ | 授業 | ウ | その必要と認められる限度 | エ | 権利 |

【15】次の記述は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和4年6月改正）の条文の一部である。空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～⑤のうちから選びなさい。

第二条

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する〔ア〕の支援、〔イ〕の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその〔ウ〕によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて〔エ〕に講ずることにより、推進されなければならない。

- | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|----|---|----------|---|---------|
| ① | ア | 進学 | イ | 学力 | ウ | 家庭の経済力 | エ | 総合的かつ適切 |
| ② | ア | 進学 | イ | 生活 | ウ | 生まれ育った環境 | エ | 総合的かつ適切 |
| ③ | ア | 教育 | イ | 生活 | ウ | 生まれ育った環境 | エ | 包括的かつ早期 |
| ④ | ア | 教育 | イ | 学力 | ウ | 家庭の経済力 | エ | 包括的かつ早期 |
| ⑤ | ア | 進学 | イ | 生活 | ウ | 家庭の経済力 | エ | 総合的かつ適切 |

県別対策 神奈川エリア
2023年実施 本試験問題

【正答番号一覧】

問題番号	正答番号	問題番号	正答番号
【1】	3	【9】	4
【2】	3	【10】	4
【3】	1	【11】	3
【4】	5	【12】	3
【5】	4	【13】	4
【6】	3	【14】	1
【7】	5	【15】	3
【8】	2		